

令和4年度 第1回 甲府市都市計画審議会 会議要旨

会議要旨は次の通りです。

■日時…令和4年6月24日（金）午後1時30分～午後2時30分

■会場…市役所 本庁舎8階 8-1、8-2会議室

■出席委員（出席者8名／9名 審議会の成立）

佐々木 邦明 委員（会長）、石井 信行 委員、田邊 佳子 委員、
川崎 杏奈 委員、輿石 修 委員、藤原 伸一郎 委員、
風間 辰也 委員（代理 星野 雄一氏）、渡辺 茂 委員

■事務局

・甲府市

石原まちづくり部長、大森まち開発室長、宮野都市計画課長、
加藤都市計画課課長補佐、埴原都市計画課係長、島崎都市計画課係長
野阪都市計画課係長、高野都市計画課主任

■傍聴者

なし

■議題

審議事項

- ・甲府都市計画防火地域及び準防火地域の変更
- ・甲府都市計画用途地域の変更

意見聴取事項

- ・甲府市屋外広告物条例における禁止地域の追加について

■会議要旨

【議長（会長）】

審議事項について、事務局に説明を求めます。

【事務局】

甲府都市計画防火地域及び準防火地域の変更及び甲府都市計画用途地域の変更について説明

【議長（会長）】

ただいまの説明について、ご意見・ご質問ございますか。

【委員】

今回の都市計画変更によるメリットは。

【事務局】

一点目は、準防火地域に変更することで、木造建築物の建築が容易になり本市が目指す江戸風のまちなみが創出できること。

二点目は、容積率を下げることで、建物高さを抑えることができ、お堀や石垣など甲府城跡が見やすく景観の確保につながると考えております。

【委員】

エリア内にある既存建築物はこれから低くなる予定なのか。あるいはそのままか。

【事務局】

既存建築物に既存不適格はありません。建て替えの際には容積率の上限が 400%となります。

【委員】

もう少し容積率を下げるといった考えはないのか。

【事務局】

今回の変更のみだけではなく、景観計画や地区計画といった手法も活用しながら、まちなみの形成を図っていきたいと考えております。

【委員】

安全性の担保について、例えば耐火性木材の使用を義務づけるといったことも検討していただきたい。

【事務局】

本市が事業を進めている民間活力を導入するエリアについては、プロポーザルにおいて建物の延焼防止性能を評価対象とすることも検討していきたいと考えております。

【委員】

今回変更するエリアの北側隣接地は防火地域か。準防火地域か。

【事務局】

既に準防火地域となっております。

【議長（会長）】

今回の都市計画変更について、防火地域を準防火地域に緩め、用途地域の変更は厳しくすることになります。緩める部分にご注意いただきながらとなるが、すでに隣接地が準防火地域かつ容積率 400%とのことであり、ここだけ特別ということではなく周辺との調和も取れているので問題はないと思います。また、事務局においては、これまでに出た委員の意見も反映していただきながらということになります。

それではお諮りいたしますが、事務局原案でよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

そうしましたら、本審議会の意見としては原案どおりということで、市長に答申いたします。

以上をもちまして審議事項を終了いたします。

次に意見聴取事項「甲府市屋外広告物条例における禁止地域の追加について」であります。

事務局からの説明をお願いいたします。

【事務局】

甲府市屋外広告物条例における禁止地域の追加について説明

【議長（会長）】

ただいまの説明について、ご意見・ご質問がございますか。

【委員】

今回の追加範囲は、道路に向かっていない広告物は設置が可能か。

【事務局】

道路から見えるもののみ禁止となります。

【委員】

これまでの屋外広告物の規制地域内において、取り締まりがされているのか疑問視されているケースがあると看板業者から聞くので、規制をしっかりとされた方が良いでしょう。

【事務局】

不公平が無いように引き続き指導・パトロールを実施してまいります。

【委員】

市民には分かりづらいので、事務局からしっかりと注意喚起をしていただければと思う。

【委員】

条例の施行時期について、道路の供用開始に合わせると遅いのではないかと。道路の供用開始時期が事前に分かると民間業者が条例施行前に看板を作ってしまう、既存不

適格となり一定期間は看板が有効となってしまうので、道路の供用開始時期より早く施行しても良いのではないかと。

【事務局】

道路供用開始後でないと禁止地域の指定ができない訳ではありませんので、山梨県担当部局と情報交換しながら、施行日は決めていきたいと考えております。

また、施行前において、禁止地域にて設置申請があった場合については、禁止地域に追加する予定を伝えつつ指導していきたいと考えております。

【議長（会長）】

その他、ご意見、ご質問ないようでしたら、「甲府市屋外広告物条例における禁止地域の追加について」に対する意見聴取については、原案どおりで差し支えないものとします。

以上をもちまして議案の意見聴取を終了いたします。

以上